

揮発油等を内燃機関の燃料として用いる自動車の燃料消費効率等の基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）第9条第5項第5号の規定に基づき、揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の燃料消費効率等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(燃料消費効率等の基準)

第3条 規則第9条第5項第5号に規定する別に定める基準は、別表の用途の区分、燃料の種別及び自動車の種別に応じ、右欄のとおりとする。

附 則（平成23年3月31日制定）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成26年7月3日）

この要綱は、平成26年7月3日から実施する。ただし、条例第23条第2項に規定する報告書及び第25条第3項に規定する報告書で平成26年度に提出するものについて、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成29年4月1日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。ただし、条例第23条第2項に規定する報告書及び第25条第3項に規定する報告書で平成29年度に提出するものについて、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。ただし、条例第33条第2項に規定する報告書及び第35条第3項に規定する報告書で令和3年度に提出するものについて、なお従前の例によるものとする

別表 揮発油等を内燃機関の燃料として用いる自動車

用途の区分	燃料の種別	自動車の種別	燃料消費効率等の基準
人の運送の用に供する自動車	揮発油又は液化石油ガス	普通自動車, 小型自動車又は軽自動車	令和12年度燃費基準75% (乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「乗用車判断基準告示」という。)) 1-1 (10) の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて算出した数値)
貨物の運送の用に供する自動車	揮発油	普通自動車, 小型自動車又は軽自動車 (車両総重量が2.5トン以下のもの)	平成27年度燃費基準+15% (貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 (平成27年7月10日経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「貨物車判断基準告示」という。)) 1-1 (2) の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて算出した数値)
		普通自動車又は小型自動車 (車両総重量が2.5トン超から3.5トン以下のもの)	平成27年度燃費基準+5% (貨物車判断基準告示1-1 (2) の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて算出した数値)